

(重要) 本事務連絡は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第3項の規定に基づき、8月25日（水）に決定された緊急事態措置を実施すべき区域の拡大等に係る事項について周知するものです。関係者に周知願います。

各都道府県・指定都市スポーツ主管課 御中

スポーツ庁政策課

8月25日に決定された緊急事態措置を実施すべき区域の拡大等について

令和3年8月25日に、第75回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、新規陽性者数が過去最大の水準を更新し続けており、その増加傾向が著しい地域が見られることなどから、8月27日以降については、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第32条第3項に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域として茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県及び沖縄県に加え、北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県を追加する変更を行うとともに、北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年8月27日から令和3年9月12日までの17日間とすることが決定しました。

また、同じく令和3年8月25日に、8月27日以降については、法第31条の4第3項に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき区域から北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県を除外し、高知県、佐賀県、長崎県及び宮崎県を追加する変更を行うとともに、高知県、佐賀県、長崎県及び宮崎県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年8月27日から令和3年9月12日までの17日間とする旨の公示が行われました。

さらに、上記を踏まえ、同本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「対処方針」という。）の改正が行われております。改正された対処方針には、スポーツに関わる事項も含まれており、主に今般の対処方針の改正により新たに追加・変更された事項を中心に、以下の通りお示しいたします。

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

- ⑦ 感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や「感染リスクが高まる「5つの場面」」を回避すること等を促すとともに、事業者及び関係団体に対して、業種別ガイドライン等の実践と科学的知見等に基づく進化を促していく。特に、**B. 1. 617. 2 系統の変異株（デルタ株）に置き換わりが進み、急速に感染が拡大していることを踏まえ、業種別ガイドラインの改訂を行うことを促す。**

加えて、同日付で各都道府県知事等宛に「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」が発出されております。その中には、以下の通りスポーツに関わる事項も新たに示されております。

4. 昨今の感染状況及び最新のエビデンスを踏まえた業種別ガイドラインの改訂並びに遵守・徹底等について

①感染力の強いデルタ株を前提とした業種別ガイドラインの改訂等

関係各府省庁においては、B1.617.2系統の変異株(デルタ株)に置き換わりが進み、急速に感染が拡大していることを踏まえ、基本的対処方針二⑦等に基づき、各業界等に対し、業種別ガイドラインの改訂を行うことを促すとともに、業種別ガイドラインの遵守・徹底に向けた適切な助言、クラスター発生時の適切な対応、PDCAサイクルの構築等、感染防止策の徹底に向けた取組を継続されたい。

各都道府県・指定都市スポーツ主管課におかれましては、これらの内容について御了知いただくとともに、引き続き、安全確保に細心の注意を払い、各都道府県・指定都市の対応方針等に従いながら、感染拡大防止に万全を期するようお願いいたします。

本件について、下記参考情報とあわせ、域内の市区町村のスポーツ担当部署、その他関係機関に対しても周知いただくようお願いいたします。

また、「5月28日に決定された緊急事態措置を実施すべき期間の延長等について」(令和3年5月28日付スポーツ庁政策課事務連絡)でもお願いしましたが、各地方公共団体が設置・管理する運動施設について、中央競技団体から利用の希望がある場合は、地域の感染状況等を踏まえつつ、感染症対策を徹底した上でのトレーニングの継続にご配慮いただくよう改めてお願いします。

なお、国際競技力の強化のためのスポーツ医・科学の中核拠点であるとともにトップアスリートの活動拠点であるハイパフォーマンススポーツセンター(HPSC)については、限られたトップアスリートのみが高度で専門的なトレーニングを行う施設であり、感染症対策を徹底した上で施設利用を継続することとしています。

さらに、HPSCにおいては、従前より、メディカルやコンディショニング(心理、栄養等)に関するトップアスリートに対しての電話やインターネットを活用した相談業務を実施しているほか、以下のURLにおいて、新しい生活様式を踏まえた各競技団体・アスリート向けの各種情報を提供しているところであり、是非ご活用ください。

○「New STYLE with HPSC COVID-19に係る取り組み～これまでとこれから～」

<https://www.jpnsport.go.jp/hpsc/tabid/1715/Default.aspx>

(参考)

○「5月28日に決定された緊急事態措置を実施すべき期間の延長等について」(令和3年5月28日付スポーツ庁政策課事務連絡)

https://www.mext.go.jp/content/20210601-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

記

(参考資料)

- ・令和3年8月25日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第75回）
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/sidai_r030825.pdf
- ・令和3年8月25日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第75回）における菅内閣総理大臣の発言
https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/actions/202108/25corona.html
- ・令和3年8月25日菅内閣総理大臣記者会見
https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/statement/2021/0825kaiken2.html
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年8月25日変更）
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210825.pdf
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（令和3年8月25日）
新旧対照表
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_taishou_20210825.pdf
- ・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更（令和3年8月25日発出）
https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen_houkoku_20210825.pdf
- ・新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する
公示（令和3年8月25日）
https://corona.go.jp/emergency/pdf/kouji_20210825.pdf
- ・基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年8月25日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_seigen_20210825.pdf

[主な過去の事務連絡]

- ・基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年8月17日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_seigen_20210817.pdf

- 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年8月5日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_seigen_20210805.pdf
- 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年7月30日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_seigen_20210730.pdf
- 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年7月8日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_seigen_20210708_2.pdf
- 催物の開催に係る事前相談等の際のフォーマット等について（令和3年6月30日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20210630.pdf
- 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年6月17日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210617_2.pdf
- 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年5月28日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210528.pdf
- 特定都道府県及び重点措置区域以外の地域における催物の開催制限等に係る留意事項について（令和3年4月27日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210427.pdf
- 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年2月26日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210226.pdf?2021027
- 緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年2月4日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナ

ウイルス感染症対策推進室長 事務連絡)

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210204.pdf

- ・ 来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について（令和2年11月12日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡)

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20201112.pdf?20201113

- ・ 11月末までの催物の開催制限等について（令和2年9月11日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡)

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20200911.pdf

[その他]

- ・ 文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

- ・ 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について
(内閣官房ホームページ)

<https://corona.go.jp/>

- ・ 新型コロナウイルス経済対策 スポーツ団体・個人向け支援策・お問合せ一覧

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_0008.html

- ・ スポーツ関係の新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインについて

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html

- ・ 緊急事態宣言下における安全な運動・スポーツの実施について（令和3年1月8日付 各都道府県・指定都市スポーツ主管課宛 スポーツ庁健康スポーツ課 事務連絡)

https://www.mext.go.jp/content/20210112-mxt_kouhou01-000004520_05.pdf

- ・ 新型コロナウイルス感染対策 スポーツ・運動の留意点と、運動事例について

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/jsa_00010.html

連絡先

スポーツ庁政策課

電話：03-5253-4111 (内線 3791、2673) メール：sseisaku@mext.go.jp